

「酒類における有機等の表示基準」の改正のポイント

1 有機農産物加工酒類の原材料に「有機畜産物（これを原材料とした加工食品を含む）」を追加

酒類における有機等の表示基準		JAS法に基づく有機加工食品の表示基準		摘要
改正案	現行規定	現行規定	従前規定（準拠以前）	
有機農産物	有機農産物	有機農産物	有機農産物	※有機JASに「有機畜産物」が追加されたことから、これに準拠。 ※「有機畜産物」の追加を受けて、有機JASの規定振りが変更されたことから、これに準拠。
有機畜産物		有機畜産物		
有機加工食品	有機農産物加工食品	有機加工食品	有機農産物加工食品	
有機農畜産物加工酒類	有機農産物加工酒類			
農畜産物（有機以外）	① 農産物（有機以外）	農畜産物（有機以外）	① 農産物（有機以外）	
水産物	② 畜産物	水産物	② 畜産物	
農畜水産物の加工品	③ 水産物	農畜水産物の加工品	③ 水産物	
酒類（有機以外）	④ ①～③の加工品		④ ①～③の加工品	
水	⑤ 酒類（有機以外）	食塩	食塩・水	
食品添加物	水	水		
	食品添加物	食品添加物	食品添加物	

2 有機農産物加工酒類に使用できる食品添加物の追加

酒類における有機等の表示基準		JAS法に基づく有機加工食品の表示基準		摘要
改正案	現行規定	現行規定	従前規定（準拠以前）	
（継続指定） 酒類の製造に通常使用される食品添加物について、有機JAS規格の追加品目も含め再整理し、新たに17品目を追加。	国際標準に準拠して、酒類の製造に通常使用される食品添加物21品目を指定。	（継続指定） 食品添加物の使用実態を踏まえ、新たにクエン酸ナトリウムをはじめとする15品目の食品添加物を追加指定。	国際標準に準拠して、クエン酸をはじめとする57品目の食品添加物を指定。	※有機JAS規格に、有機畜産物に使用される食品添加物が追加された。 これを含め、酒類の製造に通常使用される食品添加物を再整理。

3 製造その他の工程に係る管理において使用できる薬剤の整理

酒類における有機等の表示基準		JAS法に基づく有機加工食品の表示基準		摘要
改正案	現行規定	現行規定	従前規定（準拠以前）	
（全部見直し） 「有機加工食品の日本農林規格」に準拠し、同基準で指定する薬剤と同一の薬剤20品目を指定。	「有機加工食品の日本農林規格」に準拠し、同基準で指定する薬剤と同一の薬剤30品目を指定。	（全部見直し） 薬剤の使用実態を踏まえ、新たに除虫菊抽出物（共力剤としてピペロニルブトキシドを含まないものに限る）をはじめとする20品目を指定。	国際標準に準拠して、除虫菊乳剤(除虫菊から抽出したもの)をはじめとする30品目の薬剤を指定。	※指定品目に実際には製造段階で一般的には使用されない薬剤が含まれていたため使用実態に合わせて再整理。 酒類についても、これに準拠。

4 酒類における遺伝子組換えに関する表示の対象農産物の追加

酒類における有機等の表示基準		JAS法に基づく遺伝子組換え食品の表示基準		摘要
改正案	現行規定	現行規定	従前規定（準拠以前）	
(1) 遺伝子組換え農産物 1 大豆 2 とうもろこし 3 ばれいしょ 4 なたね 5 綿実 6 アルファルファ 7 てん菜	(1) 遺伝子組換え農産物 1 大豆 2 とうもろこし 3 ばれいしょ 4 なたね 5 綿実	(1) 遺伝子組換え農産物 1 大豆 2 とうもろこし 3 ばれいしょ 4 なたね 5 綿実 6 アルファルファ 7 てん菜	(1) 遺伝子組換え農産物 1 大豆 2 とうもろこし 3 ばれいしょ 4 なたね 5 綿実	※対象となる遺伝子組換え農産物をJAS法に準拠して追加。
(2) 特定遺伝子組換え農産物 1 大豆（高オレイン酸） 2 とうもろこし（高リジン）	(2) 形質 1 大豆（高オレイン酸）	(2) 特定遺伝子組換え農産物 1 大豆（高オレイン酸） 2 とうもろこし（高リジン）	(2) 形質 1 大豆（高オレイン酸）	